

令和5年2月10日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和5年2月10日 午後3時00分

市役所 第一委員会室

2 閉会日時 令和5年2月10日 午後3時47分

3 委員氏名

(1) 出席者

渡 孝志	中野 喬輔	渋田 安広	横大路一将
長崎 隆児	松崎 久則	秋山 博敏	荒牧奈緒子
西 孝則	村山 令子	元満 壽次	渋田 佳規
安武 昇	高原 尚広	吉住 勝実	仁部 誠二
薄 隆太	宮本 重和	村山 安廣	池見 直喜

(2) 欠席者（なし）

4 議事に参与した者

事務局長	川上 幹夫
係長	中田 学
係	高原 康裕
係	松尾 翔太郎

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第3条（委員会）

議案第2号 農地法第4条

議案第3号 農地法第5条

議案第4号 農業振興地域整備計画の変更

議案第5号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）（利用権）

午後3時00分開会

○事務局長（XXXXXXXXXX君） それでは、令和5年2月期定例農業委員会を開会させていただきます前に、出席委員の確認をいたします。本日全員御出席でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の要件をいたしておりますことから、本会議が成立していることを御報告いたします。

続きまして、議長の指名でございます。

古賀市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長を務めていただくことから、以降の議事進行については、 よろしく願いいたします。

○議長（ 君） 皆さん、現地調査お疲れさまでした。

令和5年2月期の農業委員会、ただいまから始めさせていただきますが、久しぶりに全員の顔が揃った農業委員会でございます。インフルエンザも同時に少し流行っているような情報もありますし、コロナは相変わらずでございますので、皆さん、この寒い中、体調管理に気をつけられて、普段の生活なり農業なりに励んでいただきたいと思います。

.....

○議長（ 君） それでは、2月期の農業委員会を始めますが、その前に、本日の議事録署名人は、 と をお願いいたします。よろしくどうぞ。

.....

○議長（ 君） それでは、議案に入りたいと思います。

議案第1号農地法第3条の規定により許可申請について、2の30から、事務局、説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、議案第1号農地法第3条の許可申請、申請番号2の30について御説明をさせていただきます。

議案書1ページをお願いいたします。

今回の申請は、農地法3条の申請により売買を行い農地として使用していく内容です。譲受人は現在年齢80歳で、古賀市内において御家族で農業をされている方です。農業従事年数は約50年と伺っております。農業経営状況といたしましては主に野菜の生産を行っておられます。所有する農機具はトラクター、トラックを所有しておられます。

続きまして位置図の説明をいたします。議案書の2ページをお願いいたします。

今回の申請地は熊鶴橋の北側に位置しております斜線部の1筆です。今後の申請地における営農計画としましては、こちらで野菜の生産を行っていきたいとのことで伺っております。

最後に下限面積の説明をさせていただきます。申請人の現在の耕作面積は2万4,084平米で、今回取得する面積を合計いたしますと2万4,635平米となりまして50a要件を満たしております。あわせて、地元農業委員さんの署名捺印をいただいておりますことから事務局で受理しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 説明が終わりました。御質問、御意見ありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら採決に移らせていただきます。賛成いただきます農業

委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13／13名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございました。

.....

○議長（ 君） 続きまして、2の31、説明をお願いいたします。

○係（ 君） それでは、議案書1ページにお戻りをいただきまして、申請番号2の31について御説明をさせていただきます。

今回の申請は、農地法3条の申請により売買を行い農地として使用していくという内容です。譲受人は現在年齢71歳で、古賀市内において御家族で農業をされている方です。農業従事年数は30年と伺っております。農業経営状況としましては主に水稻を行っておられます。所有する農機具はトラック等を所有しておられます。

続きまして位置図の説明をいたします。議案書の3ページをお願いします。

今回の申請地は清瀧橋の南側、東側に位置をしております斜線部の3筆となっております。今後の申請地における営農計画といたしましては、こちらで野菜を栽培していきたいということで伺っております。

最後に下限面積の説明をさせていただきます。申請人の現在の耕作面積は1万1,952平米で、今回取得いたします面積を合計いたしますと1万2,514平米となり50a要件を満たしております。あわせて、地元農業委員さんの署名捺印をいただいておりますことから事務局で受理しております。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（ 君） 説明は終わりましたが、譲渡人が財産管理人になっておりますので、補足説明でお伺いできればと思います。

○係（ 君） それでは、譲渡人について補足で説明をさせていただきます。こちらの譲渡人のほうに、亡なにがしといった名前がございますけれども、こちらの方がもともとは所有者でございまして、亡くなられた後、相続人が相続放棄をされ、その財産をまとめて管理する相続財産管理人といったものがおありまして、そちらが譲渡人となっております。その中で、農地の売買も含んで契約を行っておりますけれども、農地の売買につきましては、農業委員会の許可が必要ということで、今回、議案として上程をさせていただいております。

○議長（ 君） 発端は圃場整備事業に伴う財産相続人の関係だと思っておりますけれども、お願いします。

○係（ 君） 言われるように、薦野清滝の基盤整備予定地内にも農地がございまして、そちらにつきましては、臨時の農業委員会ということで、説明をさせていただいたところでございます。

○議長（ 君） それに伴うものだというふうに理解していいですね。

質問、意見ありましたらお願いします。

○委員（ 君） 535の4は何㎡。

○議長（ 君） 226。

○委員（ 君） 226でしょ。590の2が208。

○議長（ 君） なんか図面の大きさと合わんね。本当合わんね。

○委員（ 君） 590の2も。何で面積合わん。530の4も間違っったよ。

○係（ 君） 確認いたします。

○議長（ 君） 確認してください。休憩します。

午後3時10分休憩

午後3時15分再開

○議長（ 君） それでは、ただいまから再開いたします。事務局、説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、先ほど御質問がありました件についてお答えいたします。

図面表示の関係で大きさがこのような形に表示されておりますけれども、登記の面積としましては議案書に記載の数値で間違いはございませんでした。

○議長（ 君） 図面で大きさが違うように見えるだけ。

○係（ 君） こちらの地図の表示につきましては、実際の字図と航空写真をつなぎ合わせて作ったものでして、必ずしも大きさとかが形が正しいものではなくて。この川の周辺が過去に災害とかがあった関係で、字図が現況と合わないようなところも多々ありまして、現況については大きさが正確でない部分もあるかもしれないということで、御了承いただければと思います。

○議長（ 君） 分かりました。数字が合っていたらそれでオーケーだと思います。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら採決に移ります。賛成いただきます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（ 君） 全員賛成です。

○議長（ 君） それでは4ページ。議案第2号農地法第4条第1項の規定により許可申請について。2の8、事務局、説明をお願いします。

○係（ 君） それでは議案書4ページをお開きください。

議案第2号農地法4条の許可申請、申請番号2の8について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法4条の申請により資材置場に転用する内容でございます。申請人、申請地等につきましては、記載のとおりです。

次に、位置図の説明をいたします。議案書の5ページをお願いいたします。

申請地は九州高校グラウンドの西側に位置をしております斜線部の計2筆となっております。

次に、農地区分の説明をいたします。本申請地は農地の広がりがありますが他地目で分断があり、広がり10ha未満であるため第2種農地であると判断しております。

次に計画図等について説明をいたします。6ページに現況図、7ページに計画平面図と断面図を記載しております。7ページをお願いいたします。計画では申請地内にコンクリートブロック、足場等を配置し資材置場として使用する計画となっております。雨水排水につきましては、敷地内で集水したものを申請地南側の水路へと排水をいたします。汚水雑排水については、ございません。

次に切土盛土について御説明いたします。7ページ下段、下部を御覧ください。

申請地内において碎石を10cm程度敷設する計画となっております。

最後に、地元水利承諾書につきまして御説明させていただきます。地元からは、令和4年11月25日付けで「水路に向けて勾配を付け2か所に雨水を集めること」「集まった雨水を2か所の雨水枡から水路に放流すること」「放流する雨水の水質、水量に十分注意すること」等の条件を付して承諾書の提出がございまして、併せまして、地元区域委員さんの署名捺印をいただいておりますことから事務局で受理をしております。

事務局よりの説明は以上になりますが、地元委員さんから補足等ございましたらよろしく御願いたします。

○議長（ 君） はい、 委員。

○委員（ 君） 地域の委員の でございます。この案件につきましては、先ほど事務局から説明がありましたように、いくつかの条件を付して、ほかには特に問題なしということで承諾をいたしております。よろしく御願いたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。質問、御意見がありましたら御願いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決に移ります。賛成いただきます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（ 君） 全員賛成です。

.....

○議長（ 君） 続きまして、議案第3号に移ります。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、2の20からですね。事務局説明をお願いします。

○係（ 君） それでは議案書8ページをお開きください。

議案第3号農地法第5条の許可申請。申請番号2の20について御説明をいたします。

今回の申請は、申請人が農地法5条の申請により売買を行い、食品工場、倉庫、レストランに転用する内容です。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりです。

位置図の説明をいたします。議案書の11ページをお願いいたします申請地はコスモス館の西側に位置をしております斜線部でお示しをしております計19筆となっております。

次に、農地区分の説明をいたします。本申請地は農地の広がりがありますが他地目で分断があり、広がり10ha未満であるため第2種農地であると判断しております。

次に、計画図等の説明をいたします。12ページに現況図、13、14ページに計画平面図、15、16ページに断面図を記載しております。

14ページをお願いいたします。計画では申請地内に食品工場、倉庫、レストランを配置する計画となっております。北側からレストラン、真ん中に工場、1番南側に倉庫を配置する計画としております。雨水排水につきましては、敷地内で集水したものをオイルトラップを通して申請地北側の雨水管へ接続をし、最終的に河川へ排水をいたします。汚水排水につきましては、場内で排水処理設備を通したものを公共下水道に接続し排水をいたします。

次に、切土盛土について御説明いたします。15ページをお願いいたします。申請地内において最大2.2メートルの盛土がある計画となっております。隣地境界につきましてはL型擁壁、コンクリートブロック等で土砂の流出防止を行います。

最後に、地元水利承諾書につきまして御説明させていただきます。地元からは、令和5年1月12日付けで無条件での承諾書の提出があつてございます。併せまして、地元区域委員さんの署名捺印をいただいておりますことから事務局で受理しております。

事務局よりの説明は以上になります。地元委員さんから補足等ございましたらよろしくお問い合わせいたします。

○議長（ 君） 委員。

○委員（ 君） 1月12日に青柳区開発委員会を開きました。開発内容を検討しました結果、別に問題がないようなので承認をいたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございました。説明が終わりました。質問、意見がありまし

たらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決に移ります。賛成いただきます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13／13名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

.....

○議長（ 君） 続きまして、議案第4号に移ります。古賀市農業振興地域整備計画の変更について、事務局説明をお願いいたします。

○係（ 君） それでは、議案第4号古賀市農業振興地域整備計画の変更について御説明いたします。議案書17ページからになります。別冊の議案第4号別紙1から3、カラー刷りの冊子を使いながら説明させていただきますので、御準備をお願いいたします。

まず、議案第4号別紙1、A3カラー刷りの土地利用計画図を御覧ください。こちらに記載の農振除外18件、農振地域への編入1件の計画変更の申出がっております。

また、議案第4号別紙2、カラー刷りの冊子、ホッチキス止めしている横の分です。こちらにつきましては、変更箇所的位置図を整理番号ごとに示していますので、適宜御確認をお願いいたします。

それでは、議案書17ページへお戻りください。

まず、1、計画の変更内容、農振農用地からの除外について御説明いたします。

整理番号1の1の申出者・土地の所在につきましては記載のとおりです。申出地内において個人住宅1棟を建設し、隣接する親族の介助等を行いたいと伺っております。

位置図の説明をいたします。議案書の26ページを御覧ください。

申出地は、薦野の大人橋の北側に位置する枠囲み内3筆で、うち1筆が農振農用地の除外の案件となっております。

次に、計画図等の説明をいたします。27ページを御覧ください。計画では、申出地内において個人住宅に転用する内容となっております。

次に雨水・雑排水関係について御説明いたします。雨水につきましては、西側、東側に新設の雨水桝を設け、南側の水路側溝に接続いたします。汚水雑排水につきましては、敷地内で集水したものを南側道路の下水管に排水いたします。

次に切土盛土について、28ページを御覧ください。断面図を記載しておりますが、切土盛土による高さの変更は行いません。しかし、土の入れ替えを予定しております。

続いて、除外のための要件の確認を行います。29ページを御覧ください。

ここでは、農業振興地域の整備に関する法律、第13条第2項に該当する5つの検討要件が全て満たされているかを確認します。

まず、第1号要件は転用の必要性・代替性についてですが、本地以外に代替地を選定できないと認められ、適と考えております。

2号要件は農地の集団性・農作業の効率性への影響についてですが、支障はないと認められ、適と考えております。

3号要件の効率的・安定的な農業経営を営む者や農地の集積への影響については、支障はないと認められ、適と考えております。

4号要件は、農用地等の保全又は利用上必要な施設の機能への影響については、支障はないと認められ、適と考えております。

5号要件は過去に当該地における土地基盤整備事業の実施の有無についてですが、本地区内では土地改良事業は行われていないため、検討外と考えております。

最後に、当案件につきましては地元農区及び農業委員からの承認をいただいております。事務局で受理しております。御審議のほど、お願いいたします。

○議長（ 君） 説明は終わりました。質問、意見がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） 質問、意見、ないようですので採決に移ります。賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13／13名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

.....

○議長（ 君） それでは、1の2、事務局お願いします。

○係（ 君） それでは皆様、議案書17ページへお戻りください。

17ページ整理番号1の2から24ページの整理番号1の18までにつきましては、平成31年度、令和3年度及び令和4年度に農業委員会において非農地決定された土地についての農振除外となっております。農業振興地域制度に関するガイドライン第16の1の1の4により、既に山林原野化し農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断された農用地区域内の土地については、農用地区域からの除外も可能となっているため、今回議案上程いたしております。

整理番号1の2から1の18を合わせて説明させていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（ 君） はい、お願いします。

○係（ 君） それでは現地視察の代わりとして、議案第4号別紙2、A4の横の力

ラ印刷の冊子、農業振興地域整備計画の変更、位置図を御覧ください。2ページ目から御説明いたします。

では、2ページ目。整理番号1の2青柳町の育苗センターの東側に位置する1筆でございます。

続いて整理番号1の3、小竹でございます上鳥越池の西側に位置する1筆でございます。

続いて4ページ。整理番号1の4青柳のJA育苗センターの南側に位置する1筆となっております。

続いて整理番号1の5、久保でございます新規池の西側に位置する4筆となっております。

続いて6ページ。整理番号1の6筵内の丸尾池の東側に位置する3筆となっております。

続いて整理番号1の7筵内にございまして舞の里5丁目集落の南東側に位置する4筆となっております。

8ページ。整理番号1の8筵内にございまして小賀清掃工場の北側に位置する2筆となっております。

続いて整理番号1の9谷山にございまして大塚の交差点から南東側にある1筆となっております。

続いて10ページ。整理番号1の10小山田の井堀池の西側に位置する2筆となっております。

続きまして整理番号1の11米多比にございまして上米多比集落末端から南東に位置する計12筆となっております。

続いて12ページ。整理番号1の12及び1の13について米多比の飛池の南東側に位置する3筆と5筆合わせて8筆となっております。

続いて1の14米多比にございまして山ノ神下池、山ノ神上池の北側に位置する1筆となっております。

続いて14ページ。整理番号1の15米多比にあります米多比児童館から見て南西側に位置する計13筆となっております。

続いて整理番号1の16薬王寺にございまして東前寺の北東側に位置する計11筆となっております。

続いて16ページ。整理番号1の17薬王寺にございまして薬王寺交差点から見て南東側に位置する計19筆となっております。

続いて整理番号1の18薬王寺にございまして小野小学校から見て南西側に位置する計14筆となっております。いずれも周囲も山林、原野化しており、農振除外が行われたとしても、営農には支障がないと判断しております。

整理番号1の2から1の18までの非農地決定通知に基づく除外についての説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 説明が終わりました。御質問、意見ありましたらお願いいたします。皆さん方御存じだと思いますが、一応非農地決定をすることで、各地域にここを非農地決定していかという通知を出して地域としてまずオーケーをいただく。その上で各個人の持ち主の方に非農地として取り扱ってよろしいかという問合せをして、通知をして、オーケーですという返事をもって、一応2段階での確認をしたという農地が今説明が終わったところです。事務局から説明がありましたように、大体もう山林化したような地域、周辺もほとんど山林化しているような地域でございますし、その写真を見られれば大体想像がつくとか理解が得られるというふうに思いますが。質問でも御意見でも構いませんので、ありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） それでは採決に移らせていただきます。賛成いただきます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（ 君） 全員賛成ですね。ありがとうございました。

.....

○議長（ 君） 計画変更の内容の編入について、事務局、説明をお願いします。

○係（ 君） 続いて、議案書第25ページをお開きください。

2、計画変更の内容、編入について御説明いたします。整理番号は2の1になります。

今回は薦野清滝基盤整備対象地の中で農振農用地に入っていない19筆についての編入の案件となっております。昨年も編入を行っておりますが、その後の墓地の廃止であったり道路の拡幅などの計画変更で追加されたものとなっております。地番一覧については、議案第4号別紙3編入申出地番一覧を御覧いただき、位置図につきましては、先ほども非農地のほう見ていただいた議案第4号別紙2の最終頁、18ページを御覧ください。18ページの斜線箇所計19筆の2,898.13平米となっております。

今回の案件につきましては、編入の基準であります「農業生産基盤整備事業の対象地」に該当しますことから、編入することには問題ないと判断しております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（ 君） 説明は終わりました。御質問がありましたらお願いします。もうこれで大体全部ですね。

○係（ 君） そう聞いています。

○議長（ 君） このカラー刷りの最後のページにありますように、この地域、黄色になっているところ、それから一部赤がありますが、そのほかの斜線部分が今度編入されるということで、ほ場整備地区全てが編入なり農振地域ということになるということでございます。御質問、

意見ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら採決に移らせていただきます。賛成いただきます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13／13名〕

○議長（ 君） 全員賛成です。ありがとうございました。

.....

○議長（ 君） それでは、議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の公告について、利用権の設定ですね。事務局、説明をお願いします。

○係（ 君） 議案第5号について御説明いたします。10ページを御覧ください。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市町村は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回議案上程いたしました。

今回新規で1件、更新で4件の申出がっております。

 が関係者となられることから、一時退席をお願いいたします。

〔 退席〕

○係（ 君） それでは御説明いたします。新規の申出につきまして、30ページ、申請番号2の167、米多比にございます1筆で、面積が848平米、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和5年2月13日から、令和9年12月末までの貸し借りとなっております。

なお、以降、30ページ、申請番号2の168から、31ページ、申請番号2の171までにつきましては、更新の案件となっておりますことから説明を割愛させていただきます。

なお、先ほど申し上げた新規の案件2の167につきましては、借受人は、農地所有適格法人以外の法人であるため、適切な営農が行われていない場合などに契約を解除できる、解除条件付き利用権設定となっており、誓約書を徴取しております。借受人は、園児の農業体験用に借受けて、JA粕谷青年部の指導の下、水稻の栽培を行いたいと伺っております。

最後に、新規の利用権設定につきましては、全て区域委員の署名捺印をいただいておりますことから、市にて受理しております。御審議のほどお願いいたします。

○議長（ 君） 説明は終わりました。御質問、御意見ありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようですので、採決に移ります。賛成いただきます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（ 君） 全員賛成ですね。ありがとうございます。

午後 3 時 47 分閉会
